

令和3年度国立研究開発法人産業技術総合研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和3年度の調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 産総研における令和2年度の契約状況は「表1」のとおり、契約件数は3,581件、契約金額は421.2億円である。

このうち、「競争性のある契約」は2,683件（74.9%）、311.7億円（74.0%）であり、「競争性のない随意契約」は898件（25.1%）、109.5億円（26.0%）であった。

また、「特定国立研究開発法人特例随意契約」（以下、「特例随契」という。）の件数は1,295件（36.2%）、契約金額は36.7億円（8.7%）であった。

表1 産総研の調達全体像 (単位：件、億円)

	令和元年度		令和2年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	1,064 (29.7%)	320.8 (70.9%)	1,068 (29.8%)	254.4 (60.4%)	4 (0.4%)	△66.5 (△20.7%)
企画競争・公募	297 (8.3%)	25.3 (5.6%)	320 (8.9%)	20.6 (4.9%)	23 (7.7%)	△4.7 (△18.7%)
特例随契	1,353 (37.8%)	37.7 (8.3%)	1,295 (36.2%)	36.7 (8.7%)	△58 (△4.3%)	△0.9 (△2.5%)
競争性のある契約(小計)	2,714 (75.9%)	383.9 (84.8%)	2,683 (74.9%)	311.7 (74.0%)	△31 (△1.1%)	△72.2 (△18.8%)
競争性のない随意契約	864 (24.1%)	68.6 (15.2%)	898 (25.1%)	109.5 (26.0%)	34 (3.9%)	40.9 (59.6%)
合計	3,578 (100%)	452.5 (100%)	3,581 (100%)	421.2 (100%)	3 (0.1%)	△31.3 (△6.9%)

(注1) 計数は、それぞれ小数点第二位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、令和2年度の対令和元年度伸び率である。

令和元年度と比較して、「競争性のある契約」の金額が72.2億円減少している。その主たる要因は、令和2年度は産総研の第五期中長期目標期間の初年度であり、前年度の運営費交付金の予算残額を当該年度へ繰り越すことが出来ないことから、研究推進組織等に配賦する予算額が大幅に削減されたことによるもの（参考として、平成30年度から令和元年度への繰越額は55.7億円）。

一方、「競争性のない随意契約」（以下「随意契約」という。）は、令和元年度と比較して、件数が34件、金額にして40.9億円増加している。件数及び金額が増加したことの主たる要因は、受託研究契約に基づく再委託等が増加したこと等によるもの。

なお、令和2年度の随意契約のうち、令和元年度と比較して件数及び金額の増減が多い随意契約適用事由は以下のとおり。

〈増要因〉

- ・ 受託研究契約に基づく再委託  
（令和元年度114件、19.3億円。令和2年度159件、36.1億円。（45件、16.8億円増））
- ・ 受託研究の相手先が供給者を指定  
（令和元年度9件、1.8億円。令和2年度42件、11.2億円。（33件、9.4億円増））
- ・ プログラムの改良又は保守において著作権等の関係により供給者が限定  
（令和元年度39件、2.0億円。令和2年度56件、2.8億円。（17件、0.8億円増））
- ・ 法令等により契約の相手方が特定  
（令和元年度9件、0.6億円、令和2年度19件、0.9億円。（10件、0.3億円増））

〈減要因〉

- ・ 研究所以外の者の行為の秘密性  
（令和元年度34件、3.0億円。令和2年度10件、0.6億円。（24件、2.4億円減））
- ・ 供給者が一に特定される賃借契約等  
（令和元年度47件、1.5億円。令和2年度25件、1.2億円。（22件、0.3億円減））

(2) 産総研における令和2年度の一者応札・応募の状況は「表2」のとおり、応札・応募が1者の契約件数は2,244件（83.6%）、契約金額は229.9億円（73.8%）であった。

表2 産総研の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		令和元年度		令和2年度		比較増△減	
2者以上	件数	444	(16.4%)	439	(16.4%)	△5	(△1.1%)
	金額	179.4	(46.7%)	81.8	(26.2%)	△97.6	(△54.4%)
1者	件数	2,270	(83.6%)	2,244	(83.6%)	△26	(△1.1%)
	金額	204.5	(53.3%)	229.9	(73.8%)	25.4	(12.4%)
合計	件数	2,714	(100%)	2,683	(100%)	△31	(△1.1%)
	金額	383.9	(100%)	311.7	(100%)	△72.2	(△18.8%)

(注1) 計数は、それぞれ小数点第二位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募、特例随意契約、不落随意契約）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、令和2年度の対令和元年度伸び率である。

令和元年度と比較して、合計額が72.2億円減少しているのは、1. (1)に記載のとおり、令和2年度は産総研の第五期中長期目標期間の初年度であり、前年度の運営費交付金の予算残額を当該年度へ繰り越すことが出来ないことから、研究推進組織等に配賦する予算額が大幅に削減されたことが主たる要因。全契約件数に対する「1者応札・応募となった契約」が占める割合は、令和元年度と令和2年度とで同率（83.6%）であった。

一般競争及び特例随契のうち「役務」については、昨年度と比較し、一者応札比率が減少しており（一般競争及び特例随契ともに約5%減少）、これまでの一者応札低減のための取組みの効果が現れているものと考えが、一方「物品」については、一般競争については8.06%増加、特例随契については2.61%増加しており、応札の辞退者に対して実施しているアンケートにおいては、「仕様達成困難」との回答が多数（辞退理由全

体の約20%)見受けられた。

産総研は世界最高水準の研究開発を行う法人であり、高い技術や高性能・特殊仕様の研究機器等が多くなるため、対応できる事業者が限られてしまうという要因等はあるものの、引き続き、一者応札低減のための取組みを確実に実施する。

## 2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1. の現状分析等を含め総合的に検討を行った結果、以下の（1）から（4）について、それぞれの状況に即した調達改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

- （1）適切な随意契約に向けた取組み
- （2）一者応札・応募の低減に向けた取組み
- （3）人材育成・情報の共有等
- （4）その他

### （1）適切な随意契約に向けた取組み

#### 1) 競争性のない随意契約（随意契約）

一般競争入札を原則としつつ、随意契約によることができる場合の規定の適用による「競争性のない随意契約」について、より一層の適切な随意契約に向けた次の取組みを実施する。

【随意契約について、適切かつ合理的な調達を実施しているか。】

- 「随意契約」を行おうとする場合は、その妥当性を精査するため、民間企業で培った技術的な専門知識を有する契約審査役による事前の点検を行う。
- 「随意契約」を行った案件については、その妥当性を確認するため、契約監視委員会の事後点検を行う。
- 「随意契約」を行った案件については、その透明性と客観性を確保するため、契約の相手方の名称、契約金額、随意契約によることとした理由等を産総研公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）で公表する。
- 特殊な技術又は設備等が不可欠な事業であって、当該技術又は設備等を有している者が特定の一者に限定されると判断できない調達案件については、競争性及び透明性を確保するため「公募（入札可能性調査）」の手続きを実施する。

#### 2) 競争性のある随意契約（特例随契）

「特定国立研究開発法人の調達に係る事務について」（平成29年3月10日内閣総理大臣総務大臣決定）において認められた公開見積競争を原則とする特例随契について、適切かつ合理的な調達に向けた次の取組みを実施する。

【特例随契について、適切かつ合理的な調達を実施しているか。】

- 公正性を確保するため、関係法人<sup>1</sup>以外との契約とする。
- 競争性及び透明性を確保するため、産総研公式ホームページによる公開見積競争を実施する。公開見積競争における公告期間は、事業者が参加準備をするために

<sup>1</sup> 関係法人とは次の①及び②のいずれにも該当する法人

①当法人の役員経験者が再就職している又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。

②総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が3分の1以上である。

必要となる期間等を考慮し、適切な期間を設定する。

- 特例随契の適正性を確保するため、特例随契のうち同制度の適合性の判断が難しい役務の提供、製造の請負及び物件の借入については、契約審査役による事前の点検を実施する。
- 価格の妥当性を確保するため、公開見積競争の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施する。
- 複数事業者が仕様書等を受領し、結果一者のみの見積書提出となった案件は、辞退者に対して辞退理由のアンケートを実施し、一者見積の低減に活用する。
- 個々の特例随契案件が、公正かつ透明な調達手続き及び、迅速な調達となっているか等について、契約監視委員会において事後点検を実施する。当該点検結果を踏まえ、同委員会において翌年度の実施の可否を審議する。
- 特例随契を適用した契約について、契約概要を産総研公式ホームページで公表する。
- 制度所管部署による実施状況の点検及び内部監査担当部署による内部監査を実施し、必要に応じ改善を行うとともに、これらの結果を契約監視委員会に報告する。

(2) 一者応札・応募の低減に向けた取り組み

競争性確保の観点から、次の取り組みを実施する。

【競争性のある契約について、以下の取り組みを着実に実施したか】

- 全国の事業所の入札等案件情報をホームページ等で周知するほか、調達担当者が過去の納入実績データを、製造メーカー別や納入事業者別で整理・共有するとともに、当該データを活用して入札参加の直接呼びかけを行う等により入札参加者の拡大を図る。
- 次年度分の年間契約について予定一覧を作成し、当該入札公告が案内されるより前にホームページにて公表し、事業者が計画的に入札への準備、入札への参加が出来るよう事前の情報提供を行い、入札参加者の拡大を図る。
- 調達情報について、ホームページに掲載するとともに、新着情報配信（RSS配信）を活用した事業者への情報提供を実施する。
- 事業者が余裕をもって計画的に提案を行えるよう、事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、可能な限り説明会を実施し、説明会から提案締切りまでの期間（一般競争入札は7日以上、企画競争は15日以上）を十分に確保する取り組みを継続して実施する。
- 複数年度にわたって事業を継続することが合理的な案件については、経済性を考慮のうえ、可能な限り「複数年度契約」にすることで契約規模を拡大させ、事業者の参入意欲をより一層高める取り組みを実施する。
- つくばセンターにおいては、事業所ごとに調達を行うことを原則としているが、

事業所共通で必要となる消耗品の調達や役務契約については、事業所ごとに契約するのではなく本部（経理部調達室）一括で契約することで契約規模を拡大させ、事業者の参入意欲をより一層高める取り組みを実施する。

- 工事契約において、建築資材や労働者の確保、工事にかかる準備・後片付けの日数、週休2日の確保等を考慮した適正な工期を設定する。また、工事現場に配置する主任技術者等や設計業務における管理技術者の選定において、必要となる国家資格及び実務経験等の資格要件を必要最低限のものとし、事業者の参入をより一層高める取り組みを実施する。
- 一者応札・応募となった案件については、契約監視委員会の事後点検の指摘等を踏まえて、今後の効果的な低減策の検討を行う。

### （3）人材育成・情報の共有等

【契約監視委員会の点検結果（意見・指導等）を全国の会計担当者に共有し、改善に向けて取り組んでいるか。】

- 調達手続きの改善等に関する情報及び、契約監視委員会点検による委員からの意見・指導等については、全国会計担当者会議等を定期的開催し、全国の事業所等の会計担当者に有用情報の共有と遵守事項等を周知徹底する。
- 民間企業で培った技術的な専門知識を有する契約審査役が講師となって、全国の事業所の会計担当者等に対し、適正な仕様書作成や適切な随意契約事由の選択判断の考え方などに関するスキルアップ研修を実施する。
- 全国の事業所の会計担当者が一堂に会し、コンプライアンス意識の向上と適正で迅速かつ効果的な調達手続きの実現のための基礎知識の習得を目的としたワークショップを開催する。
- 全職員等に対し、所内イントラを通じた各種規程類、マニュアル等の周知、e-ラーニングによる研修を実施し、調達ルールの周知・浸透を図る。

### （4）その他

- 調達情報については、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）等に基づき、年間発注予定表や入札情報、契約結果等をホームページ等で適時公表する

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底（【】は評価指標）

【仕様内容、調達方法及び随意契約の理由・事由について、審査を行っているか。】

### （1）調達に係る契約権限の明確化と周知

産総研では、財務及び会計に関する事務の適正化を図るため、研究所の収入及び支出の原因となる契約その他の行為に関する事務については、「契約担当職」が行うことと会計規程でその権限を明確化している。併せて、全職員に受講義務を課している研修（e-ラーニング）において、当該権限並びに研究者等の一般職員による発注を禁じていることについて毎年度の周知を実施しており、これを継続的に取り組む。

## (2) 公平性・透明性・競争性の確保向上の取り組み

公平性・透明性確保の観点から、仕様書を作成する場合には、研究・業務遂行上必要でない過大な要求仕様、競争性を排除する要求仕様となっていないかなど仕様書の適正化に留意する。さらに、取得予定額が100万円を超える場合は、類似する研究装置等の比較検討、情報収集を可能な限り行うこととし、適正な執行と競争性の確保向上を図る。

政府調達基準額以上の調達案件（以下「政府調達」という。）については、仕様内容・契約方法について契約審査役による審査を実施するとともに、政府調達の案件が少ないつくばセンター各事業所及び地域センター等については、契約審査の対象範囲を拡大して、契約審査役による審査を実施する。

また、令和2年4月1日から運用を開始した、少額物品等の調達に迅速かつ効率的なインターネット調達システムについて、更なる利便性の向上を図る。

## (3) 随意契約の所内におけるチェック機能の確保

「随意契約」を締結することとなる案件については、「随意契約によることができる事由」との整合性や妥当性について、調達担当部署（調達担当者、会計グループ長等、契約担当職）と契約審査役による二重チェックを確実に実施する。

## (4) 適正な検収の徹底

【特例随契に関する大臣通知の変更を受けて検収体制を整備しているか。】

全ての調達に係る検収を本部組織又は事業組織に所属する職員（検収担当者）が実施する。

なお、200万円を超える検収は、検収担当者及び当該契約を請求した部門等の職員等の2名体制で実施する。

## (5) 資産等の適正な管理及び保管状況の確認

資産、準資産及び換金性の高い物品については、会計担当者等が固定資産管理台帳をもとに全品の現物確認を実施する。

## (6) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取り組み

全職員等を対象とした研修（e-ラーニング）のカリキュラムとして、「調達・検収制度」及び「外部研究資金等の適正執行」を設定することにより全職員への調達ルールの周知・浸透を図る。

また、調達に関するマニュアル類は不断の見直しを行い、改訂した場合は所内イントラを通じ周知徹底する。さらに、会計検査院の決算検査報告や新聞報道などで他法人の不適切な事例等が報告された場合には、イントラや所内研修などを活用して注意喚起を行う。

事業者に対しても、「不正、不適切な契約を行わないこと」、「不正が認められた場合は、取引停止の処分を講じられても異議がないこと」などを盛り込んだ誓約書を徴取する。

## 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の

評価を受ける。

また、主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させる。

## 5. 推進体制

### (1) 推進体制

- 1) 調達等合理化推進チーム（以下「推進チーム」という。）は、調達等合理化計画を策定する。推進チームは、以下のメンバーで構成する。

総括責任者 理事（総務本部長）

副総括責任者 経理部長

構成メンバー 各事業所及び地域センター等の契約担当職

- 2) 推進チームの下に、経理部及び各事業所等の会計担当職員で構成する調達改善に関する連絡会議をおき、調達等合理化計画の案を策定するとともに、計画の推進を図る。

構成メンバー 調達管理室長、調達室長、調達室工事調達グループ長、各事業所及び地域センター等の業務部・室の会計グループ長等

- 3) 計画の推進に当たっては、経理部がその事務局を担う。

### (2) 契約監視委員会の活用

契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める任務（随意契約の妥当性に関すること、随意契約から一般競争入札等への移行に関すること、一般競争入札等の競争性の確保に関すること、特例随契による調達の妥当性に関すること、に該当する個々の契約案件の事後点検）を行い、その概要を公表する。

## 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、ホームページにて公表する。

なお、新たな取り組みの追加等があった場合には、調達等合理化計画を改定する。

また、本計画の実施に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和 41 年 6 月 30 日法律第 97 号）、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年 6 月 27 日法律第 50 号）等の諸施策との整合性に留意する。